

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法 務 ・ 法 人 局  
法 制 文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 告 示

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| ○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）         | 10 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）     | 10 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）     | 10 |
| ○森林法による通知に代える公示……………（治山課）              | 10 |
| ○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）                | 11 |
| ○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）             | 11 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） | 11 |

### 総合振興局告示及び振興局告示

|                        |    |
|------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | 12 |
|------------------------|----|

### 道教育庁教育局告示

|                          |    |
|--------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告（５件）…………… | 12 |
|--------------------------|----|

### 道警察本部告示

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… | 18 |
|--------------------------------------|----|

## 告 示

### 北海道告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、道営土地改良（池田北部東地区（農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除礫））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成27年10月７日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月６日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道告示第667号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年10月６日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備  
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健  
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第668号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年10月６日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 函館市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
函館市（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定による保

安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を羽幌町役場の掲示場に掲示した。

平成27年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成27年北海道告示第602号  
2 所在が不明な者 関谷 幸子、土屋 八恵子

北海道告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

| 路線名及び縦覧場所                               | 供 用 開 始 の 区 間                            | 供用開始の期日    |
|-----------------------------------------|------------------------------------------|------------|
| 道道 美 唄 月 形 線<br>北海道空知総合振興局<br>札幌建設管理部   | 美唄市字美唄1493番186地先から<br>同市字茶志内原野1715番1地先まで | 平成27.10. 6 |
| 道道 美 唄 富 良 野 線<br>北海道空知総合振興局<br>札幌建設管理部 | 美唄市字美唄2054番2地先から<br>同市字美唄2059番5地先まで      | 平成27.10. 6 |

北海道告示第671号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号  
竹中の沢川（Ⅱ－81－0640）  
2 土砂災害警戒区域の表示  
中川郡池田町字千代田（次の図のとおり）  
3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第672号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
千代田第一沢川（Ⅰ－81－0650）  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
中川郡池田町字千代田（次の図のとおり）  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
桑原の沢川（Ⅰ－81－0670）  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
中川郡池田町字千代田（次の図のとおり）  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
千代田第二沢川（Ⅱ－81－0660）  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
中川郡池田町字千代田（次の図のとおり）  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
武智の沢川（Ⅱ－81－0680）  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
中川郡池田町字千代田（次の図のとおり）  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項<br/>次の図のとおり<br/>(「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。<br/>なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。<br/>平成27年10月6日<br/>北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>総合振興局告示及び振興局告示</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>北海道空知総合振興局告示第15号<br/>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。<br/>平成27年10月6日<br/>北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量<br/>(1) 軽貨物兼乗用自動車 1台<br/>(貨物兼乗用自動車1台と交換)<br/>(2) 軽貨物兼乗用自動車 1台<br/>(貨物兼乗用自動車1台と交換)</p> <p>2 落札を決定した日<br/>平成27年9月10日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所<br/>(1) 氏 名 ダイハツ北海道販売株式会社<br/>(2) 住 所 札幌市北区新琴似7条11丁目5番28号</p> <p>4 落札金額<br/>(1) 707,737円<br/>(2) 812,181円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告<br/>平成27年8月14日付け北海道空知総合振興局告示第12号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地<br/>(1) 名 称 北海道空知総合振興局地域政策部総務課<br/>(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目</p> | <p>1 入札に付する事項<br/>(1) 調達をする物品等の名称及び数量<br/>パーソナルコンピュータ 12台 一式<br/>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。<br/>(3) 納 入 期 日 平成28年1月29日<br/>(4) 納 入 場 所 入札説明書による。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格<br/>次のいずれにも該当すること。<br/>(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。<br/>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。<br/>(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。<br/>(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。<br/>(5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査<br/>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。<br/>ア 申 請 の 時 期 平成27年10月6日（火）から同年11月10日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで<br/>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。<br/>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目<br/>北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室</p> |
| <p>道 教 育 庁 教 育 局 告 示</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>北海道教育庁空知教育局告示第48号</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階 第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成27年11月18日（水）午前10時（送付による場合は、同月17日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項  
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成27年4月24日付け北海道教育庁空知教育局告示第31号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatonokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電話番号 0126-20-0142
- 12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal computer 12 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 18, 2015  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 17, 2015)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan  
Phone : 0126-20-0142

#### 北海道教育庁石狩教育局告示第85号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年10月6日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Aブロック） 168台分 一式

イ 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（Bブロック） 217台分 一式

ウ 北海道札幌東商業高等学校CALLシステムの賃貸借 一式

アからウまでの入札については、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間

ア 平成28年1月14日から平成32年12月28日まで

イ 平成28年1月14日から平成33年12月28日まで

ウ 平成28年1月18日から平成33年12月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成27年10月6日（火）から同年11月10日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階 1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成27年11月18日（水）午前10時（送付による場合は、同月16日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5872
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Lease of Personal Computer (A block) 168 sets
- b Lease of Personal Computer (B block) 217 sets
- c Lease of Computer Assisted Language Learning System Hokkaido Sapporo Higashi Commercial High School 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 18, 2015  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 16, 2015)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan  
Phone : 011-204-5872

#### 北海道教育庁後志教育局告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年10月6日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 123台 一式

イ 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 64台 一式

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

### (3) 契 約 期 間

ア 平成28年1月12日から平成33年12月28日まで

イ 平成28年1月12日から平成32年12月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

### (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

### (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

### (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。

### (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

### (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年10月6日から同月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

### (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

## 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階  
1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡  
倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運  
営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成27年11月2日（月）午前11時（送付による場合は、10月  
30日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

## 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成27年3月24日付け北海道教育庁後志教育局告示第23号

## 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoiei.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

## 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

## 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目  
(3) 電 話 番 号 0136-23-1979

## 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Personal Computer 123 1 set  
b Lease of Personal Computer 64 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., November 2, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 30, 2015)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District  
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome,  
Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979

## 北海道教育庁宗谷教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。

平成 27 年 10 月 6 日

北海道教育庁宗谷教育局長 岡 村 眞規子

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量

- ア 学習用パーソナルコンピュータ等賃貸借 94 台 一式  
イ 教育用パーソナルコンピュータ等賃貸借 12 台 一式  
ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間

ア 平成 28 年 1 月 4 日から平成 33 年 12 月 28 日まで

イ 平成 28 年 1 月 4 日から平成 32 年 12 月 28 日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成 25 年北海道告示第 3 号、平成 26 年北海道告示第 11 号又は平成 27 年北海道告示第 6 号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。  
(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の (4) 及び (5) に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成 27 年 10 月 6 日から同年 11 月 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8639 稚内市末広 4 丁目 2 番 27 号  
北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室

## 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 稚内市末広 4 丁目 2 番 27 号 北海道宗谷合同庁舎 4 階 5 号  
会議室

(2) 入 札 日 時

ア 平成 27 年 11 月 16 日（月）午前 10 時

イ 平成 27 年 11 月 16 日（月）午前 10 時 30 分

（送付による場合は、同月 13 日必着）

(3) 開 札 場 所 (1) に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2) に同じ。

## 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁宗谷教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syk/>）においてダウンロードすることができる。

## 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

## 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 097-8639 稚内市末広4丁目2番27号
- (3) 電話番号 0162-33-3738

## 11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of personal computer 94 sets
- b Lease of personal computer (For word processing) 12 sets

B Bid tendering date and time :

- a 10:00 A.M., November 16, 2015
- b 10:30 A.M., November 16, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than November 13, 2015)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Souya District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8639 Japan  
Phone : 0162-33-3738

## 北海道教育庁オホーツク教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年10月6日

北海道教育庁オホーツク教育局長 田中宣行

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 42台 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成28年1月6日から平成32年12月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年10月6日（火）から同月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |   |   |    |   |   |   |          |  |   |                         |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|---|----|---|---|---|----------|--|---|-------------------------|--|
| <div>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093－8619 網走市北7条西3丁目<br/>北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室</div> <div>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</div> <div>4 契約条項を示す場所<br/>北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室</div> <div>5 入札執行の場所及び日時<br/>(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎1階 保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 093－8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）<br/>(2) 入札日時 平成27年11月2日（月）午前10時（送付による場合は、10月30日（金）午後5時までに必着）<br/>(3) 開札場所 (1)に同じ。<br/>(4) 開札日時 (2)に同じ。</div> <div>6 入札保証金<br/>平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。</div> <div>7 一連の調達契約に関する事項<br/>この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告<br/>平成27年9月18日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第27号</div> <div>8 入札説明書の交付に関する事項<br/>(1) 交付場所 4に同じ。<br/>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。<br/>なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ<br/>(<a href="http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm">http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm</a>)<br/>においてダウンロードすることができる。</div> <div>9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否<br/>平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。</div> <div>10 落札者と契約の締結を行わない場合<br/>落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</div> <div>11 その他<br/>平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、<br/>次による。<br/>契約に関する事務を担当する組織<br/>(1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室</div> | <div><div>(2) 所在地 郵便番号 093－8619 網走市北7条西3丁目</div><div>(3) 電話番号 0152－41－0785</div></div> <div>12 Summary</div> <div><div>A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 42 1 set</div><div>B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 2, 2015<br/>(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 30, 2015)</div><div>C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District<br/>Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan<br/>Phone : 0152-41-0785</div></div> |     |   |   |    |   |   |   |          |  |   |                         |  |
| 道 警 察 本 部 告 示                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |   |   |    |   |   |   |          |  |   |                         |  |
| <div>北海道警察本部告示第350号</div> <div>昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成27年10月11日から施行する。</div> <div>平成27年10月6日</div> <div>北海道警察本部長 室 城 信 之</div> <div>別表札幌方面千歳警察署の部恵庭の項中「6丁目まで」の次に「、柏木町」を加え、「及び柏木町の」を削る。</div> <div></div> <div>正 誤</div> <div>○平成27年5月15日（第2683号）</div> <div>北海道告示第375号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。</div> <div><table><tr><td>ページ</td><td>欄</td><td>行</td></tr><tr><td>25</td><td>左</td><td>8</td></tr><tr><td>誤</td><td colspan="2">立木の伐採の限度</td></tr><tr><td>正</td><td colspan="2">立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</td></tr></table></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ページ | 欄 | 行 | 25 | 左 | 8 | 誤 | 立木の伐採の限度 |  | 正 | 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 |  |
| ページ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 行   |   |   |    |   |   |   |          |  |   |                         |  |
| 25                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 左                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 8   |   |   |    |   |   |   |          |  |   |                         |  |
| 誤                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 立木の伐採の限度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |   |   |    |   |   |   |          |  |   |                         |  |
| 正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |   |   |    |   |   |   |          |  |   |                         |  |